

「群馬県道路占用許可基準」の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨及び概要

（１）占用物件の維持管理の徹底について

群馬県では、国土交通省が発出した通知に準拠し、道路占用者に対して占用物件の適切な維持管理の求めてきたところです。しかし、全国においては、道路占用物件が適切に管理されず、道路利用者に被害が及ぶ事例や交通に支障を来す事例が散見されています。

これらの現状を踏まえ、道路占用者の占用物件の維持管理に関する意識の向上を図り、道路占用者による占用物件の維持管理の適正化が着実に実施されるよう、道路法に規定されている内容を、あらためて群馬県道路占用許可基準に定めるものです。

（２）イルミネーションの設置基準の見直しについて

ＬＥＤ電球の普及により、イルミネーションが白色電球からＬＥＤ電球へ移行し、現在では、ＬＥＤ電球を使用して樹木に巻付ける方法が一般的な設置方法となっています。

しかし、群馬県道路占用基準におけるイルミネーションの設置基準は、白色電球を前提に定められており、現在のＬＥＤ電球を使用した設置方法には適していないため、これを改正するものです。

2 主な改正の内容

（１）占用物件の維持管理の徹底について

道路法に規定された条文をあらためて群馬県道路占用許可基準にも定めます。

（２）イルミネーションの設置基準の見直し

イルミネーションの設置基準を、現在のＬＥＤ電球を使用した設置方法を前提とした基準に改正するものです。

3 施行期日

令和7年4月1日（予定）